

00815

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

告示

鳥取県告示第二十一号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十六年十月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により、別添のとおり告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◆ 告示 飼料の分析検査の概要
保安施設地区予定地にする旨の通知

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
			粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
兵庫県尼崎市西高州町27番地 東急エビス産業株式会社 関西工場	エビス印完全配合飼料子豚用	70BB第1号	17.0 18.4	2.0 3.3	6.5 3.7	8.0 6.9	昭和46年10月18日 倉吉市上井320の28 (有) 朝倉本店 飼料倉庫
大阪府大阪市港区石田2丁目8番19号 菱和飼料株式会社大阪工場	三菱子豚育成用完全配合飼料 スターレット	5862	17.0 18.2	2.5 2.9	5.0 2.6	8.0 6.9	昭和46年10月18日 倉吉市旭田町11番地 中部米穀協同組合 飼料倉庫
三菱若豚飼育用完全配合飼料 肉豚ダツシュ		5864	14.0 15.9	2.0 2.2	6.0 4.8	9.0 6.8	
三菱完全配合飼料 種豚用フラツシー		5264	15.0 17.0	1.5 2.5	8.0 3.3	9.0 7.1	

三菱ほ乳期子豚用人工乳完全配合飼料 ファミレット	5870	21.0 23.0	4.0 5.1	3.0 2.2	8.0 6.0	C A 過剩
三菱完全配合飼料 種豚用ベース	69 B D 第8号	12.5 13.3	1.5 1.7	10.0 4.9	9.0 11.0	
広島県呉市築地町2-44 クレマツ株式会社						昭和46年10月18日 倉吉市巖城237 クレマツ(株) 倉吉営業所 飼料倉庫
クレマツ印完全配合飼料 乳牛用松	70 U E 第45号	16.0 16.8	2.0 2.2	10.0 7.2	10.0 8.8	
クレマツ印完全配合飼料 大雑用	70 T C 第55号	14.0 14.6	2.5 3.6	6.0 3.6	10.0 6.5	
クレマツ印完全配合飼料成鶏用 リスル	70 T D 363号	15.0 15.0	2.5 3.4	6.0 2.5	12.5 7.6	
兵庫県神戸市東灘区住吉浜町19の3 日本農産工業株式会社神戸工場						昭和46年10月18日 倉吉市堺町3丁目15番地 鳥取ワルエイKK 倉吉支店
ワルエイ印幼豚育成用完全配合飼料 ワルココC	5428	15.0 17.8	2.0 3.1	6.5 3.5	9.0 6.4	
ワルエイ印若豚育成用完全配合飼料 ミートソ	5431	13.5 14.1	1.5 3.3	7.5 3.9	9.0 5.1	昭和46年10月18日 倉吉市仲町 倉本商店 飼料倉庫
岡山県玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社						
カネニ印完全配合飼料 幼豚育成用ベークソジ ユニテ	4461	15.0 17.6	2.0 3.6	6.5 4.1	9.0 5.8	
カネニ印完全配合飼料 ほ乳期子豚育成用ニエ ーワザーB	4788	21.0 20.0	2.5 4.9	4.0 2.9	8.0 5.4	CP不足
愛知県豊橋市牟呂町字扇田21						昭和46年10月18日

豊橋飼料株式会社豊橋工場

マルト完全配合飼料 幼雛用ハイチツク5B	69T A 7	21.0 22.1	3.0 4.6	6.0 3.1	9.0 6.0	東伯郡大栄町西園 山田鶏卵店 飼料倉庫
マルト完全配合飼料 中雛育成用中雛用5B	69T B第34号	17.0 18.6	3.0 4.0	6.0 3.0	10.0 7.2	
マルト完全配合飼料 大雛育成用大雛用5B	69T C第57号	14.0 19.9	3.0 3.3	6.0 2.4	10.0 7.9	
マルト完全配合飼料 成鶏用エンゼル	71T D第24号	15.5 16.0	3.0 3.0	6.0 2.5	12.5 10.2	
マルト完全配合飼料 成鶏用プリンス	71T D第25号	17.0 17.8	3.0 3.1	6.0 2.7	12.5 9.6	
広島県出島1丁目32番地8号 船入糧工株式会社 イリフネ完全配合飼料 肥育後期用ブローラー17	70T F第4号	17.0 17.3	3.5 3.5	4.0 2.7	7.0 5.2	昭和46年10月21日 鳥取市古海 株式会社ケンパソン 飼料倉庫

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
兵庫県尼崎市西高州町27番地 東急エビス産業株式会社 関西工場 エビス印ニューコロケット(子豚用人工乳)SA	表	23.5 25.8	1.5 2.1	2.5 1.3	7.5 7.4	昭和46年10月18日 倉吉市上井320の28 (有) 朝倉本店 飼料倉庫

エビス印ニューコケット(子豚用人工乳)S B	表	19.0 20.9	3.5 3.5	4.5 2.3	7.0 5.9	
広島県呉市築地町9番地 呉飼料株式会社						昭和46年10月18日 倉吉市巖城237
クレマツ印完全配合飼料 子牛育成用	表	13.0 13.1	2.5 2.8	9.0 4.8	10.0 7.6	倉吉市営業所 飼料倉庫
クレマツ印混合飼料 竹号		10.0	3.0	1.7	1.8	
クレマツ印混合飼料 標号		8.3	2.3	1.1	1.5	
マルコ印60%動物性たん白質混合飼料	票	60.0 62.3	12.7	0.45	22.0 14.7	
兵庫県神戸市東灘区住吉浜町19の3 日本農産工業株式会社 神戸工場						昭和46年10月18日 倉吉市堺町3丁目15番地
マルエイ印完全配合飼料 仔豚用人工乳	表	18.0 20.5	2.5 4.9	4.0 2.7	8.0 5.1	鳥取マルエイKK 倉吉支店
マルエイ印完全配合飼料 種豚用ソルバー	表	16.0 18.5	2.0 2.7	8.0 4.3	10.0 5.3	
マルエイ完全配合飼料 種豚用ゴールド	表	14.0 16.6	2.0 3.1	11.0 6.2	10.0 6.7	
岡山県玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社						昭和46年10月18日 倉吉市仲町 谷本商店飼料 倉庫
カネニ印混合飼料 成鶏用マキ餌	表	13.0 15.2	2.5 2.6	7.0 3.4	11.0 5.7	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれ以外の飼料を示す。
 検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第二十二号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

気高郡鹿野町大字鷲峰字大藪八一九ノ一、字岡田六五九

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

気高郡鹿野町大字河内字東駄床二九〇九ノ一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

三(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鳥取市中砂見字米原下夕割一四五四、字米原下ノ割八一四

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鳥取市中砂見字焼尾一四七四、字竹場ノ志一四八五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

四(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡若桜町大字吉川字東谷一三九九、一四〇〇

- (一) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (二) 指定施業要件
立木の採伐を禁止する。
- (四) 指定有効期間
七年
- (五) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- (四) 指定有効期間
七年
- (六) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- (四) 指定有効期間
七年
- (七) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- (四) 指定の有効期間
七年
- (八) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

四 指定有効期間

七年

九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡河原町大字北村字兵田山八九一―七、八九一―八

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十 保安施設地区予定地の所在場所

イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡東伯町大字矢下字境平八三一、大字古長字深谷西峰四一

八

ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡東伯町大字古長字深谷東平ラ三九七、字深谷西峯四一七

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十一(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡関金町大字小泉字二ツ橋六七、一四九、一五〇、字六人塚

一五一、一五二、一五三、一五四、一五五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十二(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

倉吉市上大立字足谷四〇三―六、四〇三―一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- 四 指定有効期間
七年
- 十三(一) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (一) 指定の目的
西伯郡中山町大字羽田井字萩原一八四五、字古畑一四二三―一
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- 四 指定有効期間
七年
- 十四(一) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (一) 指定の目的
西伯郡大山町大字豊房字古前二〇五七番内第一、大字前字上高滝五六三―一
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- 四 指定有効期間
七年
- 十五(一) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (一) 指定の目的
西伯郡岸本町大字真野字陽前谷三七八、字前谷三九九、字下向六二
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
- 四 指定有効期間
七年
- 十六(一) 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- (一) 指定の目的
日野郡溝口町大字大坂字大瀧尻九四五―一
- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

四 指定有効期間

七年

十七(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

十八(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

日野郡日野町大字安原字御藏ノ元二七五、二八〇、二八一、字御

崎谷二六〇、二六一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

十九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

七年

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

日野郡日南町大字萩原字シメノ木二二三、二二五、二二四一一、
字大峠東平一九九、大字河上字オンジロ田三四三、三四五